

事 務 連 絡  
平成18年6月16日

地方社会保険事務局  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保健主管課(部)  
都道府県老人医療主管部(局)  
老人医療主管課(部)

殿

厚生労働省保険局医療課

「基本診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第93号）」等の  
一部改正(案)について

平成18年7月1日より「診療報酬の算定方法」（平成18年厚生労働省告示第92号）の別表第一第1章第2部の「療養病棟入院基本料2」及び「有床診療所療養病床入院基本料2」が適用されることに伴い、「基本診療料の施設基準等」（平成18年厚生労働省告示第93号）の一部が改正され、平18年6月30日に官報掲載される予定である。

については、事前準備に資するため、下記のとおり告示及び関係通知の一部改正(案)を送付するので、関係者に対する周知方よろしくお取り計らい願いたい。

記

- 別添1 「基本診療料の施設基準等」（平成18年厚生労働省告示第93号）の一部を改正する件(案)  
別添2 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306001号）等の一部改正について(案)

○厚生労働省告示第 号（案）

診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）に基づき、基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第五の一の(6)中「夜勤を行う看護職員」の下に「（第五の三の(2)のロの療養病棟の入院患者のうち、別表第五の二に掲げる疾患及び状態にある患者（以下「別表第五の二の患者」という。）と別表第五の三の一及び二に掲げる疾患及び状態にある患者並びに同表の三に掲げる患者（以下「別表第五の三の患者」という。）との合計が八割以上である病棟、及び第十一の五に規定する病棟の看護職員を除く。）」を加える。

第五の三に次のように加える。

(2) 療養病棟入院基本料2の施設基準等

イ 療養病棟入院基本料2の注1に規定する入院基本料の施設基準

① 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日

に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。

② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

③ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であることとする。

ロ 療養病棟入院基本料2の注1に規定する厚生労働大臣が定める区分

① 入院基本料A

1 当該病棟の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割未満である場合（以下このロにおいて「特定患者八割未満の場合」という。）にあっては、別表第五の二の患者

2 当該病棟の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割以上である場合（以下このロにおいて「特定患者八割以上の場合」という。）にあっては、次のいずれにも該当するものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出た病棟（以下このロにおいて「二十対一配置病棟」という。）に入院している別表第五の二の患者

(一) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者

の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。

(二) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

(三) 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であることとする。

② 入院基本料 B

1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、A D Lの判定基準による判定が十一点以上であるもの

2 特定患者八割以上の場合にあつては、二十対一配置病棟に入院している別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、A D Lの判定基準による判定が十一点以上であるもの

③ 入院基本料 C

1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、A D Lの判定基準による判定が十一点未満であるもの

- 2 特定患者八割以上の場合にあつては、二十対一配置病棟に入院している別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、A D Lの判定基準による判定が十一  
点未満であるもの

④ 入院基本料 D

- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外  
の患者であつて、A D Lの判定基準による判定が二十三点以上であるもの
- 2 特定患者八割以上の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外  
の二十対一配置病棟に入院している患者であつて、A D Lの判定基準による判定が二  
十三点以上であるもの

⑤ 入院基本料 E

- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外  
の患者であつて、A D Lの判定基準による判定が二十三点未満であるもの
- 2 特定患者八割以上の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外  
の二十対一配置病棟に入院している患者であつて、A D Lの判定基準による判定が二  
十三点未満であるもの、又は次のいずれかに該当しないものとして保険医療機関が地方  
社会保険事務局長に届け出た病棟に入院している患者

(一) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。

(二) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

(三) 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すごと一に相当する数以上であることとする。

ハ 療養病棟入院基本料2に含まれる費用並びに含まれない薬剤及び注射薬の費用

療養病棟入院基本料2（特別入院基本料を含む。）を算定する患者に対して行った検査、投薬、注射並びに別表第五に掲げる画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、当該入院基本料に含まれるものとし、同表に掲げる薬剤及び注射薬は、当該入院基本料に含まれないものとする。

ニ 療養病棟入院基本料2の注4に規定する厚生労働大臣が定める状態

認知機能障害の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な状態

第六の三に次のように加える。

(3) 有床診療所療養病床入院基本料2の施設基準等

イ 有床診療所療養病床入院基本料2の注1に規定する入院基本料の施設基準

① 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ 有床診療所療養病床入院基本料2の注1に規定する厚生労働大臣が定める区分

① 入院基本料A

1 当該有床診療所の療養病床の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割未満である場合（以下このロにおいて「特定患者八割未満の場合」という。）にあつては、別表第五の二の患者

2 当該有床診療所の療養病床の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割以上である場合（以下このロにおいて「特定患者八割以上の場合」という。）にあつては、次のいずれにも該当するものとして地方社会保険事務局長に届けた診療所である保険医療機関（以下このロにおいて「四対一配置保険医療機関」という。）に入院している別表第五の二の患者

- (一) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (二) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

② 入院基本料 B

- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、A D Lの判定基準による判定が十一点以上であるもの
- 2 特定患者八割以上の場合にあつては、四対一配置保険医療機関に入院している別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、A D Lの判定基準による判定が十一点以上であるもの

③ 入院基本料 C

- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、A D Lの判定基準による判定が十一点未満であるもの
- 2 特定患者八割以上の場合にあつては、四対一配置保険医療機関に入院している別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く。）であつて、A D Lの判定基準による判定

が十一点未満であるもの

④ 入院基本料 D

1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者であつて、A D L の判定基準による判定が二十三点以上であるもの

2 特定患者八割以上の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の四対一配置保険医療機関に入院している患者であつて、A D L の判定基準による判定が二十三点以上であるもの

⑤ 入院基本料 E

1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者であつて、A D L の判定基準による判定が二十三点未満であるもの

2 特定患者八割以上の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の四対一配置保険医療機関に入院している患者であつて、A D L の判定基準による判定が二十三点未満であるもの、又は次のいずれかに該当しないものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者

(一) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

ハ 有床診療所療養病床入院基本料2に含まれる費用並びに含まれない薬剤及び注射薬の費用  
有床診療所療養病床入院基本料2（特別入院基本料を含む。）を算定する患者に対して行った検査、投薬、注射並びに別表第五に掲げる画像診断及び処置の費用（フィルムの費用を含む。）は、当該入院基本料に含まれるものとし、同表に掲げる薬剤及び注射薬は、当該入院基本料に含まれないものとする。

ニ 有床診療所療養病床入院基本料2の注4に規定する厚生労働大臣が定める状態  
認知機能障害の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な状態

第八の六の(2)中「第十六条の二条第一項」を「第十六条の二第一項」に改める。

第九の一の(4)中「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法」を「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法」に改める。

第十一の三の次に次のように加える。

四 別表第十二に掲げる疾患の患者であつて、平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療養病

棟入院料1を算定する病棟に入院している患者、又は平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する病棟に入院している患者（別表第五の二の患者を除く。）については、平成二十年三月三十一日までの間に限り、第五の三の(2)のロの規定にかかわらず、それぞれ別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者とみなす。

五 平成十八年六月三十日において現に療養病棟入院基本料1を算定する病棟であって、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者が六割以上入院しているものについては、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出た場合であって、次のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第五の三の(2)のイに該当するものとみなす。

- (1) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助者を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (2) 当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の三分の一以上が看護職員であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。
- (3) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

六 平成十八年六月三十日において現に有床診療所療養病床入院基本料1を算定する診療所である保険医療機関であつて、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者が六割以上入院しているものについては、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出た場合であつて、次のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第六の三の(3)のイに該当するものとみなす。

(1) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員及び看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、看護職員及び看護補助者の最小必要数の三分の一以上であること。

別表第五中「投薬及び注射薬」を「薬剤及び注射薬」に改め、同表の二中「関節喉頭鏡下喉頭処置」を「間接喉頭鏡下喉頭処置」に改め、同表の三中「投薬（」を「薬剤（」に改め、同表の四中「」及び」を「）、」に改め、「あるものに対して投与された場合に限る。」の下に「及び疼痛コントロールのための医療用麻薬」を加え、同表の次に次の二表を加える。

別表第五の二 療養病棟入院基本料2及び有床診療所療養病床入院基本料2の入院基本料Aに係る疾患及び状態

一 対象疾患の名称

スモン

二 対象となる状態

医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態

中心静脈栄養を実施している状態

二十四時間持続して点滴を実施している状態

人工呼吸器を使用している状態

ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態

気管切開又は気管内挿管が行われており、かつ、発熱を伴う状態

酸素療法を実施している状態

感染症の治療の必要性から隔離室での管理を実施している状態

別表第五の三 療養病棟入院基本料2及び有床診療所療養病床入院基本料2の入院基本料B及び入院

基本料Cに係る疾患及び状態等

一 対象疾患の名称

筋ジストロフィー症

多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質

基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活

機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。）（その他の難病（スモンを除く。）

脊髄損傷（頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。）

慢性閉塞性肺疾患（ヒュー・ジョーンズの分類がⅤ度の状態に該当する場合に限る。）

悪性腫瘍（医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。）

## 二 対象となる状態

肺炎に対する治療を実施している状態

尿路感染症に対する治療を実施している状態

傷病等によるリハビリテーションが必要な状態（原因となる傷病等の発症後、三十日以内の場

合で、実際にリハビリテーションを行っている場合に限る。）

脱水に対する治療を実施している状態

消化管等の体内からの出血が反復継続している状態

頻回の嘔吐に対する治療を実施している状態

褥瘡に対する治療を実施している状態（皮膚層の部分的喪失が認められる場合又は褥瘡が二箇

所以上に認められる場合に限る。）

末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療を実施している状態

せん妄に対する治療を実施している状態

うつ症状に対する治療を実施している状態

他者に対する暴行が毎日認められる状態

人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法を実施している状態

経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われており、かつ、発熱又は嘔吐を伴う状態

一日八回以上の喀痰吸引を実施している状態

気管切開又は気管内挿管が行われている状態（発熱を伴う状態を除く。）

頻回の血糖検査を実施している状態

創傷（手術創や感染創を含む。）、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に

対する治療を実施している状態

### 三 対象となる患者

次に掲げる保険医療機関の療養病棟であつて、平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療養病棟入院料又は特殊疾患入院施設管理加算を算定する療養病棟に入院している患者（重度の肢体不自由児（者）又は知的障害者に限る。）

- (1) 児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設
- (2) 児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設
- (3) 児童福祉法第二十七条第二項及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第

十八条第四項に規定する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの

別表第六の二の(1)中「ステージ3」を「ステージ三」に改める。

別表第十一の次に次の一表を加える。

## 別表第十二

### 脊髄損傷

筋ジストロフィー症

多発性硬化症

重症筋無力症

スモン

筋萎縮性側索硬化症

脊髄小脳変性症

パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエ

ン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であつて生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。）

ハンチントン病

多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）

プリオン病（クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病、致死性家族性不眠症）

亜急性硬化性全脳炎

仮性球麻痺

脳性麻痺